

# Alternative Systems Study Bulletin

第17巻第2号

(2009年6月10日)

---

## 現場から（政策提言文書）

### 社会的企業・社会的事業所の促進に向けて

第一章 日本における運動の現段階

第二章 反貧困の多様な運動の連帯をめざして

### ジョン・ホロウェイへの手紙

1. 国家権力について
2. 労働者は全能か
3. 未来社会を今作るとなれば構想がいる

## 後記

---

編集 境 毅

連絡先 〒600-8691 京都市下京区東塩小路町 京都中郵私書箱 169 号 貿易研究会

ホームページ <http://www.office-ebara.org/>

メール sakatake2000@yahoo.co.jp

会費 正会員 : 年間 1口 10万円

賛助会員 : 年間 1口 3万円

購読会員 : 年間 1口 1万円

振込先 口座名 : 資本論研究会

(郵便振替) 口座番号 : 01090-5-67283

## 現場から（政策提言文書）

### 社会的企業・社会的事業所の促進に向けて

#### 解題

以下の文書は共生型経済推進フォーラム運営委員として、09年5月にフォーラムに提出した政策提言文書です。

フォーラムは07年度の総会で、2年間かけて社会的企業促進に向けての政策提言文書を作成することになり、研究会や社会的企業家からの聞き取り調査などを行ってきました。その作業を踏まえ、以下の政策提言文書をまとめました。ご検討下さい。

#### 社会的企業・社会的事業所の促進についての提言

#### 第一章 日本における運動の現段階

##### はじめに

2007年の参院選での与党の敗北以来、自公連立政権はレームダック状況下にありながらもひたすら延命を重ねてきました。この間の政治的空白は100年に一度の危機を迎えても継続されています。政治が空転している中でヘゲモニーを取っているのは官僚です。しかし官僚は天下り問題や年金問題などの腐敗、背任行為で正当性の危機にあるだけでなく、この間、主としてアメリカの年次改革要望書に沿って、郵政民営化などの改革を実施してきたにすぎず、日本独自のビジョンをもって事に当たっていたわけでありませんでした。

新自由主義がアメリカ発の金融危機で後退した今日、新自由主義的改革で日本独自の福祉レジームは崩壊し、日本社会は至る所からほころび始めています。この状況を迎えて政府は、新たなビジョンもないまま、なし崩し的な政策転換に踏み切っていますが、効果をあげることができていません。いまや政治の出番なのですが、しかるべき政治勢力は登場していません。とはいえ全国さまざまところで、多様な問題を解決すべく新しい運動が始まっています。ここでは非営利・協同セクターにおける新しい動きについて報告し、多様に繰り広げられている運動との連繫を探って行きます。

最初に要約をしておきます。

非営利・協同セクター（協同組合、共済組合、アソシエーション、NPOなどの、

公的セクター、民間セクターとは異なる、サードセクターを構成する諸団体）の当面の課題は社会的経済、社会的企業促進に向けて、連帯経済を構築していくことにあります。それによりサードセクターを充実させて、日本における新しい労働・福祉レジームを市民主導で形成していくソーシャル・ガバナンスを展開していくことがいま問われています。

#### 1. 日本での社会的経済促進の動き

ヨーロッパで社会的経済と呼ばれているものの構成団体は、協同組合や共済団体、アソシエーション（NPOなど）です。日本にもこれらの団体は全てありますから、つい日本にも社会的経済があるという錯覚に陥りがちです。実はヨーロッパの場合、これらの団体がそれぞれ横に繋がって、地域の規模や国民的規模で相互扶助を実施していることがわかり、日本にはこの繋がりが全然見られないこともわかってきて、結局社会的経済なるものは、日本ではいまだ発展途上にある、という結論を出さざるを得ませんでした。

他方社会的企業とは、ヨーロッパでは、社会的経済が占めているサードセクター（第三セクターという、日本では別のものとなりますのでこの言葉にします）の中で新たに登場している事業所のことで、社会的排除に抗して社会的包摂の取り組みを行っています。具体的には社会的に排除されている人々の雇用を実現しています。

日本でも社会的企業はアメリカ発のソーシャル・ビジネスという観点から最近取り上げられることが多くなってきました。社会的経済が未形成な日本で、社会的企業を構想すると、社会的起業家の新規ビジネスという見地からの、アメリカモデルのソーシャル・エンタープライズが適合的なのでしょう。

このような状況の中で、日本でもヨーロッパ型の社会的経済や社会的企業を目指す動きはありました。生活クラブ生協は、国際協同組合同盟（ICA）20回大会（1980年）で行われたレイドロウ報告（『西暦2000年における協同組合』、日本経済評論社）に則って、協同組合的地域社会の創造を目指して、ワーカーズ・コレクティブ（働く人の協同組合）づくりに取り組み、代理人運動（地方自治体の議員創出）と連携して、地域に社会的経済の萌芽形態を創り出しています。その動きをまとめる形で社会的経済促進の政策提案づくりの取り組みもなされてきました。生活クラブ生協の二つのシンクタンク、市民セクター政策機構と参加型システム研究所、それに市民政調（市民がつくる政策調査会）が協働して「社会的経済促進プロジェクト」が2002年から二年間活動し、報告書『社会的経済促進に向けて』（同時代社）を出版しています。その後、2004年5月に開かれた世界最初の社会的経済促進の世界会議（モンブラン会議）に参加し

た人々が呼びかけた社会的企業研究会が2005年には発足しています。この研究会が母体になって、2005年のジャンテ氏招聘市民国際フォーラムが準備されました。市民国際フォーラムの呼びかけ人には、連合総合生活開発研究所、労働金庫協会、生協総合研究所、21世紀コープ研究センター、市民セクター政策機構、協同総合研究所等の組織が名を連ね、非営利・協同セクターの諸団体が始めて一つの目的で集まったという記念すべき取り組みとなりました。

## 2. 社会的企業、ヨーロッパとアメリカ

社会的企業といってもヨーロッパとアメリカではその中味は全然異なっています。アメリカの場合は社会的経済という視点はなく、非営利企業の区分は厳密で、協同組合や共済組合は非営利セクターから排除されています。ですから、ポスト工業化社会における企業の社会貢献という視角から社会的企業を位置づけることとなります。従来の営利一辺倒の企業活動から社会的な問題意識を持った新しいビジネスモデルとして、ソーシャル・ビジネスを位置づけ、その担い手が社会的企業だというわけです。

これに対してヨーロッパの場合は、アメリカの非営利セクターの定義からは排除されている協同組合や共済団体を中心とした社会的経済が担う福祉ミックスにおける社会的目的を持った特定の事業所が社会的企業と考えられているのです。

日本政府の場合、経済産業省は諮問機関のソーシャル・ビジネス研究会を設置し、アメリカ型の社会的企業を促進しようとしてきています。これに対して日本の非営利・協同セクターは多くの巨大な団体で占められていますが、団体間の連携は希薄です。

## 3. 日本の雇用レジームと福祉レジーム

アメリカ型のソーシャル・ビジネスは、この間の金融危機に発する世界恐慌で最も激しい落ち込みをしている日本経済にとっては、時宜にかなうとはいいがたいように思います。むしろ福祉ミックスにおける事業の担い手としての社会的企業を創り出すことが緊急の課題でしょう。このように問題を捉えれば、日本の従来の雇用レジーム、福祉レジームとその再編の方向性について考察することを迫られます。

福祉国家がなぜ問題になるかということについて、一般的に言えば、市場で処理できるものは、市場に登場する商品所有者に対する資源配分だけですから、原理的には子ども、高齢者や労働不能者など労働市場に登場しない人々や失業者については、霞を食えということになります（フェミニズムが批判するケアレスマンモデル）。資本主義以前の社会では、家族や共同体が働けない人をケアしてきたのですが、第二次大戦

後資本主義が高度に発達して、家族が核家族化し、地域の共同体も相互扶助機能を失う中で、国家による所得の再配分が市場原理を補完するものとして不可欠になってきたのです。

この福祉国家も各国それぞれ異なっており、国家の役割の大きい国からそうではない国までさまざまです。また福祉国家というと、通常、フォーディズムを補完する戦後体制で、1970年頃に行き詰まったシステムという理解がなされますので、福祉レジームという捉え方が主流になってきています。特に日本の場合、国家の福祉的役割は大きくはなかったもので、福祉レジームとして捉える方が適合的です。

日本の福祉レジームの特徴は、大企業の終身雇用制と企業内福祉が一方の柱としてあり、他方で家族と地域の相互扶助という柱があって、これらで市場原理が取りこぼす領域をカバーし、掬いきれない領域について国家が障害者福祉や生活保護という形でセーフティネットを張ってきていました。この二本柱を支えたのは土建屋国家と言われる自民党の政治で、財政政策で地方に雇用を創出してきたのです。まさに日本の福祉レジームは雇用レジームに支えられてきたと言われるゆえんです（宮本太郎『福祉政治』、有斐閣）。

周知のように、1990年代になって、この日本独自の福祉レジームは崩壊していきませんが、その大元は何よりも雇用レジームの解体にありました。90年代半ばから大企業は終身雇用制と企業内福祉の見直しをはじめ、正社員を減らし非正規労働の雇用を増やしていきます。他方で地方における公共事業も削減され、地方自治体の財政赤字も加わって、地方の雇用も急激に減少してきました。雇用レジームによって支えられてきた日本の福祉レジームは、雇用レジームの解体によって未曾有の危機に陥っているのです。

市場原理からすれば、労働市場で非正規労働者が増大していくことは、労働力の再生産に支障が生じる人々の増大を意味していて、それだけ社会の溜りが消失していくことになります。企業が労働者の再生産のための社会的費用を支払わなくなると同時に、家族の相互扶助の機能も解体され、市場原理では掬いきれない領域が拡大しているにもかかわらず、国家は小さな政府を目指して、社会保障費の切りつめをやってきていました。

以上のように、日本の福祉レジームが、それによって支えられてきた雇用レジームの解体によって崩壊させられた、という経過を踏まえるならば、単に福祉レジームの再編や、福祉ミックスの創造といったことではなくて、労働と福祉とを一体として捉えた新たな労働・福祉レジームの形成が目指すべき方向だということが判明してきます。

#### 4. 連帯経済の可能性

どこから見ても救いようのない状態にあるのが日本の福祉レジームの現状です。だからこそ、日本で連帯経済創出の可能性が開けてきているように思います。その際に参考になるのが、1997年にアジア経済危機に直面した韓国の取組みでしょう。膨大な失業者が創り出されたときに、韓国では失業克服国民財団が組織され、民間の基金で民間による失業対策が実施されました。またそれまでなかった生活保護については、1999年に基礎生活保障法が制定され、さらには、2007年に社会的企業育成法が制定され、社会的排除に抗する社会的包摂の取組みが始まっています。

市場原理主義でもなく、計画経済でもない第三の道が韓国でも導入されたのですが、韓国の基礎生活保障法と1950年に制定された日本の生活保護法と比較すると、今日どのような労働・福祉レジームが必要とされているか、ということが判明してきます。社会的企業育成法もそうですが、施策の対象者に、韓国ではワーキングプアといわれている人々を含んでいることです。日本では若者は生活保護の対象ではありませんが、韓国ではそうではないのです。日本の生活保護では、高齢者の場合、一生継続が前提ですが、若者も含めて対象とする韓国では、労働への移行も可能としています。つまり韓国の場合には、単なる福祉レジームとしてではなく、労働・福祉レジームの一環として生活保護が組織されているのです。

現時点での労働・福祉レジームのモデルは既に明らかになってきています。それを実現していくソーシャル・ガバナンスは、非営利・協同セクターの課題です。それが母体となって創り出す連帯経済は、日本にも既に存在している非営利・協同セクターに属する諸団体が、一つの目的で協働するところから始まります。貧困と失業をどうするか、という問題を中心に、社会的排除に抗する社会的包摂の取り組みという目的で、各地で共同行動を組織すること、このことが今問われています。

たとえば、大阪では、住まいをなくした人の再出発センター「大阪希望館」の取り組みが民間の資金と組織で始まりました。いわゆるネットカフェ難民に対する自治体の施策として、大阪チャレンジネットの事業が連合大阪と大阪労福協の受託で始まりましたが、再出発の支援のためには不足している資源（相談業務と、当座の住まいと食事の手配）を民間の独自の取り組みで作らそうとしているのです。大阪労働者福祉協議会、連合大阪、部落解放同盟大阪府連、NPO 釜ヶ崎支援機構などの諸団体と、宗教界の代表者、そして個人が呼びかけ人となって2年間で6千万円を目標に支援カンパの取り組みが始まりました。これは非営利・協同セクターによる、連帯経済創出の試みとして先駆的な事例となるでしょう。同様の取り組みは各地で行われているようです。

#### 5. 21世紀におけるあるべき社会像を求めて

ヨーロッパ諸国のように伝統的な社会民主主義的政治と社会的経済に頼れない、かといってアメリカのように寄付による慈善事業や企業の社会貢献、社会的志向企業によって何とかなるような現状もないなかで、日本における労働・福祉レジーム再建の方向性を、21世紀のあるべき社会像の形成という大きい課題との関連で、明らかにすることが問われています。

この間の金融危機で、世界的に見ても製造業や流通業や金融業を問わず、多国籍企業として力をほしいままにしてきた大企業が赤字に転落し、国家や社会に対して助成を要求するような時代に入っています。環境問題に対応したビジネスモデルを新たに開発できたとしても、かつての大企業優位の経済体制を復活させることは困難でしょう。ところが日本は世界第二位の経済大国ですが、このことは日本における大企業の地位が非常に強大であることを意味しており、世界的な大企業の退潮傾向は、この間発表された2008年10月から12月のGDP成長率の年率換算でマイナス12.7%という先進国最低の結果に見られるように、日本の経済基盤を大きく揺さぶっています。

大企業が国際競争力をつけて稼ぐことに基づく日本の経済的発展、という従来のやり方は、既に90年代から破綻を見せてきていました。市場原理主義に基づく世界経済の融合が金融システムを軸に形成されたことで、利潤だけでなく、労賃の国際的平準化傾向が現れました。その上に膨大に生み出されてきた遊休貨幣資本が、架空資本としての取引で利益を上げていくバブル経済のもとで、会社は株主のものという株主主権が成立し、コーポレート・ガバナンスや国際会計基準などで、株式会社の利益を株式市場へと吸い上げる仕組みが成立しました。このような結果、日本の大企業は利益を上げても、日本の国民経済は疲弊し、貧富の格差の拡大が進んでいきました。

21世紀冒頭に起きたのは、このような他人の資本を投機で資本蓄積する投機・信用資本主義による世界経済支配でした。そしてこのシステムは短期間で自己崩壊し、新自由主義と投機資本主義が残した貧困層や、経済や社会の疲弊をどのように再生させるかが課題となってきています。

90年代初頭にはソ連の崩壊がありました。そして21世紀初頭には勝ち誇ったはずのアメリカ型の市場原理主義が投機資本主義を招来し、その帰結として自己崩壊を遂げたのです。ソ連型の社会主義でもなく、アメリカ型の市場原理主義でもない第三の道、これはサッチャーの新自由主義的改革によって、福祉国家を解体させられたイギリスで、労働党が社会の再生を掲げたときのキャッチフレーズであり、政策の体系のもととなる基本的観点でした。日本でも韓国同様に、この経験に学んでいくことが問われています。

## 6. 新たな労働・福祉レジームとサードセクターの創造

第三の道の提起自体は、市場原理主義と社会主義の双方に対する思想的批判がありました。市場原理主義からすれば人間は経営者にしろ労働者にしろ経済人としてケアレスマンをモデルにしていますから、人間の生活や養育やケアを含む家族やコミュニティは切り捨てられます。社会主義では労働者の経済的地位の改善と引き換えに政治的自由が制限されており、また国家による計画経済が不経済になっていることが批判の中心でした。

自由な個人を生活者としておき、コミュニティを旧来の血縁地縁の関係から解放して、自由な諸個人の連合として設計できる仕組みの一つが協同組合地域社会構想です。もちろんすべてが協同組合で占められることは必要ではなく、望めば参加できる身近なところに協同組合がある、ということなのです。現に生活協同組合はそうなっていますが、それは地域づくりを直接の課題としてはいません。地域づくりのためには生協だけでなく、働く人の協同組合であるワーカーズ・コレクティブやワーカーズ・コープがあって、生活全般の領域で事業活動をやり、さらに地方自治に参画する代理人運動を持ち、また独自のシンクタンク・中間支援組織を持つ必要があるでしょう。

自由な諸個人の連合は、雇用労働を超えた新しい働き方に基づいています。雇用労働と福祉国家という二元論を克服しようとする第三の道は、新しい働き方の創造によってしか実現されることはないでしょう。しかもその労働は福祉レジームと一体となったものとして組み立てられるでしょう。従来の福祉的就労ではなく、障害のある人や雇用されにくい人も自由な諸個人として一緒に働ける場、それが新しい労働・福祉レジームの特徴です。

非営利・協同セクターの諸団体が、地域で一つの課題で連携して連帯経済を構築していく、このような構想にとって現時点での一つの具体的課題が、雇用されない、されにくい人々のための社会的企業です。社会的企業は、雇用を創出し、コミュニティの再生を図る活動の中心となれるような形での制度化が必要でしょう。そのためには、法制化を勝ち取らねばなりません。その際、フィンランドや韓国の社会的企業法をお手本にして、いろいろな法人格の企業が参入できるような形が望ましいでしょう。

また法制化されない段階での社会的企業創出の活動も重要です。その場合は連帯経済の創出と、行政との協働を実現していけるソーシャル・ガバナンスの担い手としての主体形成が非営利・協同セクターに問われます。

連帯経済の創出によって、新たな労働・福祉レジームを市民主導で創り出すという展望が可能となります。そしてその動きが始まることによって、日本の第三セクター（自治体と民間の中間に位置づけられたもので、そのほとんどが経営不振に陥り、地

方財政を圧迫しています）とは別のサードセクター創設の展望が広がります。

## 7. ソーシャル・ガバナンス

60年代以降の戦後日本の政治は所得倍増計画に始まり、日本列島改造論でその役割を終えたかのようです。以降は行政改革や、構造改革が続きますが、行政改革は官僚主導の行政を改革することは出来ず、構造改革とはアメリカ政府の年次改革要望書の実行でしかありませんでした。政、官、業の癒着による国家独占資本主義と呼ぶ他はないような戦後日本の体制は、小泉・竹中の市場原理主義による改革も中途半端に終わり、旧体制は打破されないまま、社会の格差が拡大するという負の遺産だけが残されたのでした。そして、市場原理主義に基づく経済成長追求の政治は今や転換を迫られ、第三の道によるソーシャル・ガバナンスの導入が現実性を持ってきています。

政治がソーシャル・ガバナンスを必要としている原因は、今の社会では雇用と家族の揺らぎにより、人々が個人的には解決不能な社会的リスクに直面していることがあり、それに対して新たな労働・福祉レジームを実現していく政治が不可欠だからです。例えば、非正規の就労しか選択できないような多くの若者の就労条件は、働き続けても生活保護以下の賃金にしかならないワーキングプアを増大させていますが、結婚も子育ても不可能な経済的条件を改善していくような施策が実現されていかなければなりません。新たな労働・福祉レジームを実現するという立場からすれば、住宅に対する補助など多くの手段が可能であり、政治はこの事態に手をこまねていることは許されないのです。

他方、ソーシャル・ガバナンスを実現していくためには非営利・協同セクターの関与が不可欠です。そもそも国家と市場の混合体制の行き詰まりに端を発している今日の危機に対して、サードセクターの育成と成長が問われていて、サードセクターの新たな形での成長は、既にある非営利・協同セクターの関与にかかっているからです。

## 8. 連帯経済

非営利・協同セクターの課題としての、連帯経済の創出という問題について整理してみましよう。社会的経済が確立しているフランスで、福祉国家体制の揺らぎに対して、90年代に新しい社会運動が台頭し、社会的経済とは区別した形で、連帯経済を名乗りました。伝統的な社会的経済が取りこぼしてきた課題を取りあげた新しい社会運動が、社会的連帯を求める連帯経済の創出を作り出そうとしたのです。

社会的経済が存在してはいなかった日本で、フランスの連帯経済の形成を教訓化すれば、サードセクターの構成団体である、非営利・協同セクターに属する諸団体が、社

会的連帯を求めて連帯経済を創出するという課題が見えてきます。イギリス労働党であれば、国家と市場からなる混合経済体制の機能麻痺を総括して、第三の道を提起してきたのですが、日本の政党政治で、このような転換は現実性がありません。とすれば、非営利・協同セクターの現場から連帯経済を作り出していくことで、もう一つの世界を実現していくことが問われています。

連帯経済の目標は、社会の民主化、人権の強化、環境保護と再生等をはかっていくことであり、人間と人間社会中心の経済を確立していこうとするもの、と定義されていますが、当面は雇用レジームの揺らぎによる福祉レジームの崩壊状況という現実を直視した上での統一目標が設定されるべきでしょう。非営利・協同セクターは自己完結型から他の団体との協働型へと進み出すことによって、新たな社会・経済システムとしての連帯経済の創出に向かう、ということが期待されているのですが、いまはそれを実現すべきときです。

## 第二章 反貧困の多様な運動の連帯を目指して

### 1. はじめに

世界恐慌に突入することで、日本の社会は敗戦時のような混乱状況を迎えています。異なるところは支配階級の暴力装置や官僚機構が依然として存続し、政・官・業が癒着した戦後高度成長期の国家独占資本主義の上部構造が、この間の新自由主義的改革にも耐えて残存し、自公連立政権も打倒はされていない、という点です。

しかしながらさすがに貧困問題を切り口に、社会のありとあらゆるところから、新しい運動が始まっています。ここでは個々の取組みには言及せず、多様な取組みがおのずから連帯していくことができるような仕組みについて提案することにします。

### 2. 支配階級が仕掛けた階級闘争の日本的独自性

小泉改革で国家独占資本主義の上部構造は解体されず、逆に日本の社会が一気に解体されたのは、支配階級から仕掛けられた、日本における階級闘争の独自の展開によります。日本における政治権力は中央官庁に集中していますが、新自由主義改革は、アメリカの年次改革要望書に沿って官主導でなされ、政・官・業癒着の上部構造の施策として実施されたのでした。

その結果改革の痛みは社会の被支配階級や中小企業、中産階級に集中することとなりました。労働者階級に対する新自由主義的締め付けは既に中曽根政権から始まっていますが、90年代後半になって大企業の終身雇用制という日本の雇用レジームそのもの

の解体へと突き進み、小泉政権下での規制緩和で非正規労働者が急増しました。従来日本の福祉レジームは福祉国家によるのではなく、雇用レジームと家族に内包されていました。雇用レジームの解体は同時に福祉レジームの崩壊を意味し、人々はあつという間に社会という受け皿から排除される滑り台社会に直面するようになったのです。

文字通り社会の底は抜けました。セーフティネットの張替えが急務となっています。ここでどのような政治が問われているか、このことを明らかにするには、支配階級から仕掛けられた階級闘争に、ひとまずは敗北したという現実を見据えることが必要でしょう。

### 3. 仕掛けられた階級闘争での闘わずしての敗北

ハーヴェイが言うように、新自由主義はアメリカやイギリスで大衆に対して一時期同意を取り付けることに成功しました。日本でも事態は同じように進みましたが、アメリカとの20年のタイムラグは、新自由主義の後始末の時代に新自由主義的改革を進めてきたという、奇妙な事態をどのように考えるのかということをお聞きしています。アメリカでレーガンが、イギリスでサッチャーが新自由主義的改革を始めたとき、日本は世界の金融大国への途上にありました。バブル経済に湧いていて、国民は総じて新自由主義者でしたが、経済大国、金融大国であったがゆえに改革は導入されなかったのです。そしてバブル崩壊後の90年代の日本の世論は、再びのバブル経済待望で、経済成長を待ち望んでいたのです。

父ブッシュ政権時代に始まった日米構造協議と以降のアメリカ政府による年次改革要望書は、アメリカによる新自由主義的改革の提案であり、これに沿って、官僚が主導する日本の政治権力は漸次的改革を進めてきました。その結果、上部構造はそのまま、経済における新自由主義的改革が進み、90年代後半からは、日本は統計指標からすれば好景気を持続しているにもかかわらず、国民経済は疲弊していくという時代を迎えることになったのでした。

つまり90年代の日本の新自由主義的改革は、アメリカやイギリスのような政治主導ではなく、官僚主導でなし崩し的になされ、新自由主義に対抗する運動は大衆化することはなかったのです。そして小泉による政治主導の新自由主義改革で国民はこれに同意を与え、雇用レジームの解体を甘受させられることで福祉レジームが崩壊し、貧困問題が顕在化して、やっとのことで当事者たちの対抗運動が始められたのです。

### 4. 政策転換の準備はなく、対抗運動もやっとな立ち上がる

このような経過を踏まえると、イギリスでサッチャーの新自由主義的改革のあとに、労働党が、第三の道を掲げて政権に復帰したことや、韓国が97年のアジア経済危機以降、第三の道的政策を実施してきたことについて、日本の政界ではまともな検討がなされてこず、したがって、日本では新自由主義に対抗する第三の道的政策提言も、既成政党からはなされていないという現実はある意味では必然であるといえます。

また新自由主義に対する対抗運動は、ヨーロッパの社会的経済論や、サパティスタの「もうたくさんだ」という合言葉での武装蜂起、そして、WTO閣僚会議への直接抗議行動から世界社会フォーラム開催へという形で繰りひろげられてきましたが、日本の左翼は蚊帳の外の状態でした。

新自由主義に対抗する運動は極少数で全体的には無風状態を余儀なくされ、また対抗する政策提言も準備されないまま、日本社会の底が抜けてしまったという現段階において、何が問われているのでしょうか。

#### 5. 直接行動における組織活動の改善

一つは世界社会フォーラムに結集する運動体の直接行動の組織方法について、左翼は学ぶことが必要でしょう。今日の日本でも個人化といわれる現象は進んでおり、組織や他人との連帯を避ける傾向が見られます。直接行動は、個々人の多様性を認めたうえでの多様な行動のアンサンブルとして取組まれており、党派や組織が指導する形での従来の取組みとは異なっているのです。

そもそも70年代以降運動は停滞したという日本の左翼諸党派の言説は、デモやストライキといった直接行動に対してのみ言えることで、新たな社会運動は70年代とは比較にならないほどの成長を見せています。旧態依然たるデモしか組織できていないことは、直接行動の新たな組織論の確立における諸党派の立ち遅れの帰結でしょう。

#### 6. 反貧困の取組みでの連帯

従来正規労働者の立場の防衛しか視野にないといわれてきた連合も、反貧困の活動や派遣労働者の組合作りに取り組み始めています。新しく登場してきた派遣労働者の地域ユニオンと、野宿者支援の活動グループが場を提供する形で、反貧困の運動における連帯が進んでいます。これまでの労働者保護や社会福祉のための既存の伝統的な組織も、新しい事態に対する対応を始めています。反貧困の運動上での繋がりはあらゆる効果的な運動の前提です。

#### 7. 下からの運動による第三の道

政策レベルでは第三の道に基づく施策が必要ですが、既成政党には用意がありません。とすれば下からの第三の道の政策とその経済・社会システム創りを運動として提起することが問われていることとなります。おそらく多様に取り組まれている今日の運動の多様性を残した上での連帯は、同種の運動体の連合組織や一日限りの統一行動ではなく、異なった運動体の相互協力による連帯経済の形成に向かうしかなく、このレベルでのナショナルセンターの形成が成し遂げられるべきでしょう。

貧困問題への共同した取り組みを通して、非営利・協同セクターによる連帯経済の創出が日程に上っています。福祉レジームの崩壊はゆりかごから墓場までの生活のあらゆる領域での新たな労働・福祉レジームの創造を要求しています。反貧困の取り組みを入り口に、労働組合、協同組合、共済組合、NPO、ボランティア、中小事業者、地域金融などの連繋により、第三の道に基づく新たな労働・福祉システムを先行して創り出すことが可能となっています。このようにして生成される連帯経済は当然にも政策的課題の解決を求めてくるでしょうし、そのための法的整備の取組みも運動側によって成し遂げられなければならないでしょう。

#### 8. 政・官・業の癒着の打破

政・官・業の癒着の糊代は官僚制にあります。日本の官僚制は政治による統制を受け付けず、自民党が「霞ヶ関解体」と言ったところで、省庁再編は焼け太りに結果しました。日本の官僚制が握る政治権力の秘密は、アメリカや韓国のように政権交代によって入れ替えられることがないというところにあります。その結果政策課題は官僚が独占し、民間の政策提言能力は未発達のままです。しかし今や官僚にとっても貧困大国日本の舵取りという未知の領域に直面しています。政権交代と共に官僚の入れ替えを実施するチャンスが訪れているのです。ナショナルセンターは官僚主導の政治に対抗できるだけの力量を持つことを求められています。

### ジョン・ホロウェイへの手紙

はじめに

あなたの著書『権力を取らずに世界を変える』（同時代社）（以下Hと略記）の翻訳が出て読むことが出来ました。おおむね賛成ですが、マルクス主義者に対しては説得力に欠けるように思います。疑問点も含め、問題提起をします。手紙の形式を取りますが、マルクスには詳しくはない大勢の若者たちに読んでほしいので、少し読みづら

くはなりますが、マルクスからの引用を先に挙げて、論を起していきます。

## 1. 国家権力について

### ① マルクスのバクーニン批判

マルクス主義者には説得力に欠けると述べたのは、「国家を超える」という章が中心です。ここであなたは、国家権力の奪取が社会革命の前提条件だとする、マルクス主義の常識の批判を試みているのですが、そこでの基本的な観点は「権力獲得に導き入れられることが、避けがたく、権力そのものに導き入れられることになっていくのです。」(H、42頁)という内容です。しかしこれは第一インターナショナルでのバクーニンによるマルクス批判の内容と同じものであり、バクーニン、マルクス対決の総括が必要なように思います。とりわけ、マルクスの「バクーニン・ノート」の解説からはじめることが必要でしょう。

第一インターナショナルの分裂をもたらしたバクーニンとマルクスの思想的対立について、マルクスの見解を知る手がかりが、バクーニンの著書『国家制とアナキー』(白水社)の読書ノートです。まず1874年から5年にかけて作成されたと看做されている「バクーニン・ノート」からマルクスのバクーニン批判を紹介しましょう。

「<プロレタリアートが支配階級となるとすれば、彼らはいったいだれを支配するのか?それはつまり、この新しい支配、この新しい国家に服属するいま一つのプロレタリアートがなお残っておるということの意味する。>(バクーニン『国家制度とアナキー』白水社、253頁、・・・訳文は異なります。)

これはつまり、他の諸階級、とくに資本家階級がなお残存するかぎり、プロレタリアートが資本家階級とたたかうかぎり(なぜなら、プロレタリアートが政府権力をにぎっても、彼らの敵と古い社会組織はまだ消滅していないから)、プロレタリアートは暴力手段を用い、したがって政府手段を用いなければならない、ということの意味する。プロレタリアート自身がまだ一階級であり、階級闘争と諸階級の存在との基底をなしている経済的諸条件がまだ消滅していないとすれば、それは暴力をもって排除または改造されなければならない、その改造過程は暴力をもって促進されなければならない。」(『マルクス・エンゲルス全集』以下Mと略記、第19巻、641頁)

バクーニンはプロレタリアートが支配する国家が出来たら、やはりそこには支配される人々が出てくるに違いないと考えています。つまり、それは特権的な知識人による労働者支配へと行き着くと考えたのでした。これに対するマルクスの反論は、「階級闘争と諸階級の存在との基底をなしている経済的諸条件がまだ消滅していないとすれ

ば、それは暴力をもって排除または改造されなければならない、その改造過程は暴力をもって促進されなければならない。」というものですから、問題は諸階級の存在の基底をなしている経済的諸条件の改造が暴力によって成し遂げられるかどうかという点の検証が必要だということになります。

マルクスは1875年に作成したゴータ綱領批判(1875年に行われたドイツの社会主義者の、アイゼナッハ派とラサール派という二つの流れの合同大会に出された綱領草案への批判)でもプロレタリアート独裁(プロレタリアートが支配階級となった国家の本質規定)について、次のように言及しています。

「つぎに問題になるのは、国家制度は共産主義社会においてはどんなふうになるか?ということである。この問題にはただ科学的に答えることができるだけであって、人民ということばと国家ということばを千度も組み合わせるところで、蚤の一眺ねほども問題に近づきはしないのである。

資本主義社会と共産主義社会とのあいだには、前者から後者への革命的転化の時期がある。この時期に照応してまた政治上の過渡期がある。この時期の国家は、プロレタリアートの革命的独裁以外のなにものでもありえない。」(『ゴータ綱領批判』国民文庫、39~40頁)

また「インターナショナルのいわゆる分裂」という、1872年に発行された非公開の回状ではバクーニンの無政府主義の問題点について次のように述べています。

「無政府こそは、社会主義体系からただそのレッテルだけを取ってきた彼らの師匠バクーニンの十八番である。社会主義者はみな、無政府ということばを次のように理解している。すなわち、プロレタリア運動の目標である階級の廃止がひとたび達成されたならば、生産に従事する大多数の人々を、わずかな搾取する少数者のくびきのもとにとどめるのに役立つ国家権力は消滅し、政府の機能はたんなる管理の機能に転化するということである。同盟は事柄をさかだちさせる。それは、プロレタリアの隊列内の無政府こそは、搾取者の手に強力に集中された社会的、政治的力を打ち破る最も確実な手段だと宣言するのである。」(M、19巻、44頁)

将来社会での国家の廃止という点では、マルクスもバクーニンも一致していましたが、過渡期のプロレタリアート独裁の国家を認めないというのがバクーニンの立場でした。プロレタリアートの独裁も結局は権力である以上国家の廃止には向かわないというわけです。

### ② マルクスの批判の検証

マルクスによるプロレタリアート独裁の擁護の科学的基礎は次の2点にあります。



一つは、「階級闘争と諸階級の存在との基底をなしている経済的諸条件がまだ消滅していないとすれば、それは暴力をもって排除または改造されなければならない。」ということであり、もう一つは、それから導き出される、「資本主義社会と共産主義社会とのあいだには、前者から後者への革命的転化の時期がある。」というものです。

ですから、マルクスの批判を無力にするためには、階級闘争と諸階級の存在との基底をなしている経済的諸条件が、果たして暴力によって排除または改造できるのかということの検証であり、そしてこれと関連しますが、革命的転化の時期がありうるのかどうかということの検証です。

最初の問題は、今日の資本主義社会の経済的條件が商品・貨幣・資本という経済的形態であり、共産主義の目的が階級の廃止であって、これは商品・貨幣・資本の廃止と同義ですから、商品・貨幣・資本を暴力によって排除、改造することが出来るかどうかという問題に帰着します。

マルクスは『資本論』の初版で、商品の価値形態と交換過程を考察して、商品からの貨幣の生成が、商品所有者の無意識のうちでの本能的共同行為によるものであることを解明しています。そしてこの解明からすれば、無意識のうちで本能的に行っている共同行為を意志行為で統制できるのかどうかという問題に突き当たります。これはイソップ物語にある旅人と北風の話で、暴力で何とかしようとしても、商品からの貨幣の生成は防ぐことができません。ソ連においても貨幣の消滅は実現できず、スターリンは「社会主義的商品生産」という範疇をつくることで、商品・貨幣の存在を合理化せざるをえませんでした。

では果たして商品・貨幣・資本はなくせないものなのでしょうか。商品からの貨幣の生成が、商品所有者たちの無意識のうちでの本能的共同行為によることがわかれば、商品所有者たちが共同行為をしなければ、貨幣は生まれず、したがって商品も生まれなくなることになります。ということは直接に商品・貨幣の廃止を目指して政治的暴力や法律的強制を行使するのではなく、迂回して、商品所有者たちが本能的共同行為をしなくても交易できる仕組みを編み出せばいいのです。イソップ物語で言えば旅人と太陽の話です。

このことが判明すれば、次の革命的転化の時期というものは存在し得ないことになります。迂回して経済条件を解体していく。これはつまり新しい経済的諸条件を資本主義社会の胎内で創り出していく試みで、あなた自身が目指しているものですが、言い換えれば「いまここで」革命を創り出すということが可能だということですね。

以上から今日において、プロレタリアートの独裁を擁護するには、商品・貨幣・資

本を暴力によって、排除・改造できる、ということを実証することが必要になってきています。マルクス・レーニン主義の革命戦術にこだわっている人々との論争点はここに定められるべきでしょう。そしてバクーニンの心配は、プロレタリアートの独裁が、階級闘争と諸階級の存在の経済的條件を排除・改造できないがゆえに、新しい社会に行き着きえないという問題として捉え返されるべきでしょう。バクーニンの当時の主張はプロレタリアートが権力を取ればすぐ権力を解体するというものですが、ここに欠落しているものは新しい社会の創造という視点です。

## 2. 労働者は全能か

あなたは、反権力の物質的リアリティと資本の危機で次のように述べています。

「貨幣の神も、資本の神もないのです。生産力の神も、歴史の推進力の神もいません。私たちが唯一の創造主なのです。私たちだけが救世主になりうるものであり、私たちだけが責めを負うべきものなのです。ですから、危機は、資本主義の矛盾が客観的に発展することによってもたらされた機会としてとらえられるべきではなく、私たち自身の強さの表現としてとらえられるべきなのです。そうすれば、革命を権力の奪取としてではなく、すでに危機の実質として存在している反権力の発展としてとらえることができるようになります。」(H,347頁)

あなたが資本主義の人を物象化する力、そして経済的形態が取る物神性に対して批判しそれを乗り越えることを提起していることには全面的に賛成なのですが、このように労働を全能の神と捉えることには疑問を感じます。

マルクスは先に挙げた『ゴータ綱領批判』で、ゴータ綱領が「労働はすべての富の源泉」だと述べているくだりについて、引用しつつ次のように批判しています。

「<労働はすべての富とすべての文化の源泉である。また有益な労働は、ただ社会のなかで、また社会を通じてはじめて可能だから、労働の全収益は、平等な権利にしたがって、社会の全員に帰属する。>

この節の最初の部分、『労働はすべての富とすべての文化の源泉である。』

労働はすべての富の源泉ではない。自然もまた労働と同じ程度に、使用価値の源泉である（そして、そういう使用価値からまさしく物的富はなりたっているのだ！）そして、労働そのものも一つの自然力すなわち人間労働力の発現にすぎない。前記の文句はあらゆる初等教科書のなかにあるが、それは、労働がそれに必要な対象と手段とをもっておこなわれる、と仮定するかぎりでは正しい。しかし、社会主義的綱領は、そのことばをはじめて意味あるものとする当の条件についてはなにも語らないような、ブルジョア的な言い方を許してはならない。人間があらゆる労働手段と労働対象との

第一の源泉たる自然にたいして、はじめから所有者として対し、この自然を人間の所有物として取り扱うかぎりでのみ、人間の労働は、使用価値の源泉となり、したがってまた富の源泉となる。ブルジョアが、労働には超自然的な創造力がそなわっているかのようなつくりごとを言うのは、はなはだもつともである。なぜなら、あらゆる社会状態と文化状態のもとで、自分の労働力以外になんの財産ももたない人間が、対象的労働条件の所有者となっている他の人々の奴隷とならなければならないのは、まさに労働が自然によって制約されている結果だからである。彼は、この他の人々の許可があるときだけ働くことができ、したがって、彼らの許可があるときだけ生存することができるのである。」(『ゴータ綱領批判』国民文庫版、17～8頁)

もし労働がすべての富の源泉であるのなら、労働者は唯一の創造者であり、全能の神たりえますが、現実はそのようではありません。大地をはじめとする自然がなければ、労働だけでは富を生み出すことは出来ません。ここにこそ労働者が資本のもとに働きに行かざるをえない根拠があるのです。マルクスは資本主義社会における労働者の経済的地位について端的に次のように述べています。

「ラサールが死んでから、わが党内には、賃金は、外見上そう見えるような労働の価値または価格ではなく、労働力の価値または価格の仮装された形態にすぎないという科学的洞察が地歩を占めてきた。それによって、賃金にかんするこれまでのあらゆるブルジョア的な考え方や、この考え方に対してこれまでくわえられてきたあらゆる批判が、一挙にくつがえされて、賃金労働者は、ある時間を無報酬で資本家のために働くかぎり、自分の生活のために働くことすなわち生きることを許されるのだということ、全資本主義的生産制度の中心問題は、労働日の延長または労働力の生産性の発展、その緊張度の強化などによって、この無償労働を増大させることにあるということ、したがって賃労働制度は一つの奴隷制度であり、しかも労働者の受け取る支払がよくなるかわるくなるかには無関係に、労働の社会的生産力の発展につれてますます過酷なものになる奴隷制度であるということが、明らかにされたのである。」(前掲書、34～5頁)

同じ事柄が、「国際労働者協会暫定規約」では次のように簡潔に述べられています。

「労働手段すなわち生活源泉の独占者への労働する人間の経済的な隷属があらゆる形態の奴隷制、あらゆる社会的悲惨、精神的退廃、政治的従属の根底にあること、

したがって、労働者階級の経済的解放が大目的であり、あらゆる政治運動は手段としてこの目的に従属すべきものであること、」(M,16巻、12頁)

ですからあなたが次のように述べる時、その意図は良くわかるのですが、やはり問題を含みます。

「資本は労働に依存していますが、労働はある面では資本に依存していないのです。資本は、労働がなければ、存在することができません。しかし、労働は、資本がなければ、実践的な創造性、創造的な実践、人間らしいものになるのです。」(H,355頁)

今日の資本主義社会で資本のもとに働きにいかずに働くことがどれだけ大変か、それは労働手段つまり生活源泉が資本のもと以外では見当たらないことにあります。資本のもとから離れた労働は困窮の下に置かれてしまいます。賃金奴隷制は、鎖のない奴隷制ですが、その鎖は目には見えない飢えの規律なのです。あなたは人間の経済的関係の物象化に基づく物神性批判を中心に資本主義批判を試みていて、それ自体は良いのですが、他方でブルジョア階級による階級支配の根底にある、労働者の資本家への経済的隷属を見ていないように思います。これを見失えば空想的な批判に終わってしまう危険性があります。

### 3. 未来社会を今作るとなれば構想がいる。

権力を取らずに世界を変える、という自ら立てた問題提起にあなたは正直に「わからない」と答えています。たしかにわからない。しかし、あなたは資本主義社会の胎内で新しい経済的条件が形成できるという確信を持っているのですから、この確信を一つの見取り図にして示すことが必要でしょう。でも、これまでマルクス主義は未来社会の見取り図を描くことについて、「空想的(ユートピア)社会主義」と呼んで批判してきました。マルクスの理論の中に見取り図はあるのでしょうか。マルクスは、クーゲルマン宛て手紙(1868年7月11日)で次のように述べています。

「どんな国民でも、一年はおろか、二、三週間でも労働を停止しようなら、くたばってしまうことは、どんな子どもでも知っています。どんな子どもでも知っていると言えば、次のことにしてもそうです。すなわち、それぞれの欲望の量に応じる生産物の量には、社会的総労働のそれぞれ一定の量が必要だ、ということです。社会的労働をこのように一定の割合に配分することの必要性は、社会的生産の確定された形態によってなくなるものではなく、ただその現われ方を変えるだけのことというのも、自明のところでは。自然の諸法則というのはなくすることができないものです。歴史的にさまざまな状態のなかで変わり得るものは、それらの法則が貫徹されていく形態だけなのです。そして社会的労働の連関が個人間の労働生産物の私的交換をその特徴としているような社会状態で、この労働の一定の割合での配分が貫徹される形態こそが、これらの生産物の交換価値にほかならないのです。

価値法則がどのように貫徹されていくかを、逐一明らかにすることこそ、科学なのです。」(M, 32巻、454頁)

ユートピアにもいろいろあり、社会の仕組みを描き出したのも多いのですが、マルクスは、社会的労働を一定の割合で配分している現実の仕方の背後には、自然法則があると見ています。そして価値法則は今日の資本主義社会で、この自然法則が貫徹される形態だということです。この自然法則を踏まえて、マルクスは『ゴータ綱領批判』で資本主義社会から生まれたばかりの共産主義社会の経済的仕組みについて次のように述べています。少し長いですが3分割し、説明をつけましょう。生産を継続するためには、社会的総生産物から一定の割合での控除が必要です。

「まずこの『労働収益』ということばを、労働生産物という意味にとろう。そうすれば、協同組合的な労働収益とは社会的総生産物である。

ところで、この社会的総生産物からは、次のものが控除されねばならない。

第一に、消耗された生産手段を置きかえるための補填部分。

第二に、生産を拡張するための追加的部分。

第三に、事故や天災による障害にそなえる予備積立または保険積立。

『労働の全収益』中からこれらのものを控除することは経済上の必要であって、この控除の大きさは、もちあわせている手段と力とに応じて、また一部は確率計算によって決定されるべきものであるが、決して正義によって算定できるものではない。」(『ゴータ綱領批判』国民文庫、23~4頁)

この控除は、今日の私有制の社会では、個々の企業に任されています。そしてそのやり方は価値の増殖を目的に使用価値を生産するという、資本主義的生産の法則によって、競争原理に従って実施されています。それを社会全体の計算で実施することが新しい社会の仕組みでしょう。

次に残りの部分のうち、共同で利用するものが控除されねばなりません。

「総生産物の残りの部分は、消費手段としての使用にあてられる。

だが、各個人に分配されるまえに、このなかからまた、次のものが控除される。

第一に、直接生産に属さない一般管理費。

この部分は最初から、今日の社会に比べればきわめてひどく縮小され、そして新社会が発展するにつれてますます減少する。

第二に、学校や衛生設備等々のようないろんな欲求を共同でみたくためにあてる部分。

この部分は最初から、今日の社会に比べればひどくふえ、そして新社会が発展するにつれてますますふえる。

第三に、労働不能者のための元本。つまり今日のいわゆる公共の貧民救済費にあたる元本。」(前掲書、24頁)

今日の社会では、これらの部分は主として税金で賄われています。そして一般管理費は、主として階級闘争を抑圧するための暴力装置である軍隊、警察、官僚機構に当てられ、多大な出費がなされています。新社会ではこれらは減少していきます。

60年代の福祉国家では累進課税によって、所得の再配分がなされ、学校や貧民救済の原資を確保してきましたが、新自由主義は小さな政府という掛け声で、金もちに減税を実施し、一般管理費は切り詰めず、公益的なサービスは自己責任ということで受益者負担が増やされ、貧民救済も慈善事業に任されて、第二、第三、の費用が切り詰められてきています。今の社会でも軍事費を減らしていけば、全然別の形の配分が可能なのです。

そしてこれらの控除の後に残る部分が最後に個々人に分配されます。マルクスはその分配の方法について次のように述べています。

「生産手段の共有を土台とする協同組合的社会の内部では、生産者はその生産物を交換しない。同様にここでは、生産物に支出された労働がこの生産物の価値として、すなわちその生産物にそなわった物的特性として現れることもない。なぜなら、今では資本主義社会とは違って、この労働は、もはや間接にではなく直接に総労働の構成部分として存在しているからである。『労働収益』ということばは、今日でも意味があいまいだからしりぞけるべきものだが、こうしてまったくその意味を失ってしまう。

ここで問題にしているのは、それ自身の土台の上に発達した共産主義社会ではなくて、反対にいまようやく資本主義社会から生まれたばかりの共産主義社会である。したがって、この共産主義社会は、あらゆる点で、経済的にも道徳的にも精神的にも、その共産主義社会が生まれでてきた母胎たる旧社会の母斑をまだおびている。したがって、個々の生産者は、彼が社会にあたえたものと正確に同じだけのものを——控除をしたうえで——返してもらう。個々の生産者が社会にあたえたものは、彼の個人的労働量である。たとえば、社会的労働日は個人的労働時間の総和からなり、個々の生産者の個人的労働時間は、社会的労働日のうちの彼の給付部分、すなわち社会的労働日のうちの彼の持分である。個々の生産者はこれこれの労働(共同の元本のための彼の労働分を控除したうえで)を給付したという証明書を社会から受け取り、この証明書をもって消費手段の社会的貯蔵のうちから等しい量の労働が費やされた消費手段を引き出す。個々の生産者は自分が一つのかたちで社会にあたえたのと同じ労働量を別のかたちで返してもらうのである。

ここでは明らかに、商品交換が等価物の交換であるかぎりでの交換を規制するのと同じ原則が支配している。内容も形式も変化している。なぜなら、変化した事情のもとではだれも自分の労働のほかにはなににもあたえることができないし、また他方、

個人的消費手段のほかにはなにも個人の所有に移りえないからである。しかし、個人的消費手段が個々の生産者のあいだに分配されるさいには、商品等価物の交換の場合と同じ原則が支配し、一つのかたちの労働が別のかたちの等しい量の労働と交換されるのである。

だから、ここでは平等な権利は、まだやはり——原則上——ブルジョア的権利である。もっとも、もう原則と実際とが衝突することはない。ところが商品交換のもとでの等価物の交換は、たんに平均として存在するだけで、個々の場合には存在しないのである。

こんな進歩があるにもかかわらず、この平等な権利はまだつねにブルジョア的な制限につきまといわれている。生産者の権利は生産者の労働給付に比例する。平等は、等しい尺度で、すなわち労働で測られる点にある。だがある者は、肉体的または精神的に他の者にまさっているので、同じ時間内により多くの労働を給付し、あるいはより長い時間労働することができる。そして労働が尺度の役をするには、長さか強度かによって規定されなければならない。そうでなければ、それは尺度ではなくなる。この平等な権利は、不平等な労働にとっては不平等な権利である。だれでも他の人と同じく労働者であるにすぎないから、この権利はなんの階級区別をも認めない。しかしそれは労働者の不平等な個人的天分と、したがってまた不平等な給付能力を、生まれながらの特権として暗黙のうちに承認している。だからそれは、内容からいえばすべての権利と同じように不平等の権利である。権利はその性質上、等しい尺度を使う場合にだけなりたちうる。ところが不平等な諸個人（そしてもし不平等でないなら別々の個人ではないだろう）を等しい尺度で測れるのは、ただ彼らを等しい視点のもとにおき、ある一つの特定の面だけからこれをとらえるかぎりにおいてである。たとえばこの場合には、人々はただ労働者としてだけ考察され、彼らのそれ以外の点には目は向けられず、ほかのことはいっさい無視される。さらに、ある労働者は結婚しており、他の労働者は結婚していないとか、ある者は他のものより子どもが多い等々。だから、労働の出来高は等しく、したがって社会の消費元本にたいする持分は平等であっても、ある者は他の者より事実上多く受け取り、ある者は他の者より富んでいる、等々。すべてこういう欠陥を避けるためには、権利は平等であるよりも、むしろ不平等でなければならないだろう。

しかし、こうした欠陥は、長い生みの苦しみののち資本主義社会から生まれたばかりの共産主義社会の第一段階では避けられない。権利は、社会の経済構造およびそれによって制約される文化の発展よりも高度であることはけっしてできない。

共産主義社会のより高度の発展段階で、すなわち諸個人が分業に奴隷的に従属する

ことがなくなり、それとともに精神労働と肉体労働との対立がなくなったのち、労働がたんに生活のための手段であるだけでなく、労働そのものが第一の生命欲求となったのち、諸個人の全面的な発展にもなって、また彼らの生産力も増大し、協同的富のあらゆる泉がいつそう豊かに湧きでるようになったのち——そのときはじめてブルジョアの権利の狭い視界を完全に踏みこえることができ、社会はその旗の上にごう書くことができる——各人はその能力におうじて、各人にはその必要に応じて！」（前掲書、25～8頁）

この分配方式は「労働に応じた分配」であるとか、「労働証書制」とか呼ばれていて、ソ連でも導入されたことになっていました。しかしソ連では、生産手段の共有が実現されてはいませんでした。それは国有化にとどまり、労働者にとっては疎遠なものとなり、国家の官僚が企業における生産手段の専有者として現れ、労働者を支配したのです。農業におけるコルホーズも、協同組合という名称が付けられましたが、生産手段に対する労働者の共有関係は実現されませんでした。

では資本主義社会の胎内で新社会を実現するというときに、どのような見取り図が描けるでしょうか。抑圧的な国家と、競争原理の株式会社と、投機が中心となっている資本市場、それに商品市場と労働市場、これらが支配しているなかで、もう一つの働き方、もう一つの市場、もう一つの交易、これらを設計することは可能なのでしょうか。

あなたがモデルの一つとしているサパティスタの場合は、その地域では資本主義のシステムが十分に発展してはいないので、そこでのもう一つのシステムの成功は、私たちに一つの示唆を与えてくれるとはいえ、資本主義の胎内で生み出されたものとはみなせないでしょう。

今回は疑問点の提示に終わってしまいました。機会があればあなたの優れた提起についても書いてみたいと思っています。

## 後記

今回は共生型経済推進フォーラムで2年間かけて準備した政策提言文書を掲載します。これを作成する過程での文書について、幾つかは本誌でも掲載してきましたが、文字通り泥棒を捕まえてから縄を縫うという泥縄仕事でした。もちろん幾つかの文献は以前に読んでいたのですが、いざ文書を書くという段になって読み直すと、全然主旨を理解していなかったということの連続でした。ことに新自由主義については、フランスの社会的経済論にしても、サパティスタにしても、これとの対抗を全面に掲げて

いたのですが、きちんと理解できていませんでした。第二章はその反省も込めて書いています。

この提言文書で社会的経済や連帯経済など幾つかの用語の概念の統一が必要だろうということで、研究者中心のMLを立ち上げています。興味のある方は、境の表紙のメールアドレスまで連絡くだされば、MLを紹介します。

次にフォーラムの実践的な報告ですが、2月21日のシンポジウムのあと、8月に名古屋で行われる共同連25周年記念26回大会に生協関係者の事業所の分科会を企画し、繋がりを広げています。従来から社会的経済の推進を掲げてきた生活クラブ運動グループと共同連、そして、パルシステムやグリーンコープが繋がることで新しい動きを創り出せたらと祈念しています。また私は直接タッチしていませんが、ホームレスや失業者支援の活動や、派遣労働者・非正規労働者の労働運動が広がっています。これらの新しい運動との繋がりも目指したいと考えています。おりしも『情況』7月号(6月中旬発売)がその辺の特集を組むということで、私もこの政策提言文書をほぼ同じ主旨の論文を寄稿しています。ぜひお読み下さい。

次にホロウェイへの手紙ですが、今回は疑問点の提示に留まりました。彼が提起しているアイデンティティの否定という問題提起を、文化知との関連で書きたいのですが、今回は及びませんでした。

世界恐慌についてGMが国有化されました。世界戦争のあるなしにかかわらず、大きい時代の変わり目に来ていて次の社会経済システムの設計が問われています。世界戦争を回避しつつ次世代のシステムを現場から創り出していく、これが当面する課題ですが、社会的企業促進の運動も次世代のシステムの創出の一環としての位置づけが問われています。

なお、共生型経済推進フォーラムは6月28日に総会を持ちますがそのあと、都留文科大教員の田中夏子さんに「包摂する地域づくり～イタリアにおける社会的協同組合と社会的企業法の進展から～」というテーマで講演していただき、そのあと、山口勝巳さん(大阪市職員組合執行委員)、河崎豊彦さん(生活クラブ京都エル・コープ専務理事)、矢野孝さん(矢野紙器(株)代表取締役)、中村順子さん(コミュニティ・サポートセンター神戸 理事長)、福田久美子さん((株)美交工業 専務)、に来ていただき、コーディネータ 法橋 聡さん(近畿ろうきん地域共生推進室 室長)でパネルディスカッションを行います。日時:2009年6月28日(日)午後1時半～5時、場所:近畿ろうきん大正支店 4階会議室 参加費:500円。奮ってご参加下さい。